

役員報酬規程

社会福祉法人 太子福祉会

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (定義等)
- 第 3 条 (適用除外)
- 第 4 条 (報酬等の支給)
- 第 5 条 (報酬等の額の算定方法)
- 第 6 条 (報酬等の支給方法)
- 第 7 条 (費用)
- 第 8 条 (端数の処理)
- 第 9 条 (公表)
- 第 10 条 (補則)
- 第 11 条 (改廃)

附則

別表

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太子福祉会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(適用除外)

第3条 当法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる区分に応じ定める。

- (1) 当法人の役員の報酬総額は、年間500,000円以内とする。
役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。
- (2) 当法人の評議員の報酬総額は、定款第9条で定める金額の範囲内とする。
評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

なお、内容変更を伴わない軽微な修正の場合は、理事長の決裁で修正できる。

附 則

1 本規程は、平成29年4月1日から実施する。

2 改正 令和6年1月1日

別表1 役員報酬

業 務	日 額
理事会・評議員会及び監事監査への出席	20, 000円
理事会・評議員会の決議の省略による方法によ って開催され、役員が意思表示を示した場合 (同一提案に限り一回限り)	10, 000円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	10, 000円

※ただし、同一日に複数の業務に出席する場合、いずれか高い方の1業務分のみの報酬とする。

別表2 評議員報酬

業 務	日 額
評議員会への出席	20, 000円
評議員会の決議の省略による方法によって開 催され、評議員が意思表示を示した場合 (同一提案に限り一回限り)	10, 000円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	10, 000円

※ただし、同一日に複数の業務に出席する場合、いずれか高い方の1業務分のみの報酬とする。